ASA & ASSOCIATES LLP
CHARTERED ACCOUNTANTS

SCS

CORPORATE CATALYST (INDIA) PVT LTD
(in Joint Venture with SCS Global)

2020年度インド予算案セミナー

直接税・間接税及び経済に関する最新の政策案

目次

1. 2020-21年度予算案概要

2. 税制改正

3. 直近の重要な改正事項

4. 弊社紹介

2020-21年度予算案概要

政府歳入/歳出内訳

2020-21年度歳入/歳出の内訳（前年度比）

歳入

- 所得税：17%（16）
- 非税収入：10（10）
  固定資産等：4（3）
- GST：18%（19）
  物品税：7%（8）
  関税：4%（4）
- 借入その他負債：20%（20）
- 法人税：18%（21）

（カッコ内は昨年の比率）

予算規模
30.4兆ルピー
前年度比９%増

歳出

- 中央政府セクター事業：9%（13）
- 州政府セクター事業：13%（9）
- 利息の支払い：18%（18）
- 防衛費：8%（9）
- 補助金：6%（8）
- 金融費用：10%（7）
- 州政府：20%（23）
- 年金等：6%（5）
- その他支出：10%（8）

グロス税収内訳 （単位：ルピー）

租税項目	2016-17 実績	2017-18 実績	2018-19 見込み	2019-20 見込み	2020-21 予算
法人税	4兆8492億〔28.2%〕	5兆7120億〔29.8%〕	6兆7100億〔29.8%〕	6兆1050億〔28.2%〕	6兆8100億(28.0%)
個人所得税	3兆6460億〔21.2%〕	4兆3085億〔22.5%〕	5兆2900億〔23.5%〕	5兆5950億〔25.9%〕	6兆3800億(26.5%)
関税	2兆2537億〔13.1%〕	1兆2903億〔6.7%〕	1兆3004億〔5.8%〕	1兆5590億〔7.2%〕	1兆3800億(5.7%)
物品税	3兆8209億〔22.3%〕	2兆5943億〔13.5%〕	2兆5961億〔11.5%〕	2兆4801億〔11.5%〕	2兆6700億(10.9%)
サービス税	2兆5450億〔14.8%〕	8123億〔4.2%〕	928億〔0.4%〕	1200億(0.6%)	1020億(4.2%)
GST	-	4兆4256億〔23.1%〕	6兆4390億〔28.6%〕	6兆1233億〔28.3%〕	6兆9050億(28.4%)
その他	433億〔0.3%〕	472億〔0.2%〕	534億〔0.2%〕	688億〔0.3%〕	750億(0.3%)
総計	17兆1582億	19兆1901億	22兆4818億	21兆6342億	24兆3020億
州政府配分額など	▲6兆億1445	▲6兆7301億	▲7兆6145億	▲6兆5605億	▲7兆8418億

主要な予算配分と政策

主要な予算配分及び政策

農業　～Agriculture～

- 農業、農業関連分野および農業開発に２兆8,300億ルピーの予算配分。
- ＰＭ－ＫＵＳＵＭスキームにより、２００万人の農家にスタンドアロン型ソーラーポンプの設置、また１５０万人の農家にグリッド式ポンプのソーラー化を提案。
- 農業用の冷蔵コンテナや倉庫のジオタグ化の提案。

インフラ　～Infrastructure ～

- 道路インフラへ1兆7,000億ルピーの予算配分。
- 2024年までにインド国内に１００か所の空港を増設予定。
- 電力および再生可能エネルギー分野に2,200億ルピーの予算配分。

主要な予算配分及び政策

ヘルスケア　～Healthcare～

- 6,900億ルピーをヘルスケア分野に予算配分。
- 栄養関連プログラムに3,560億ルピーを予算配分することを提案。
- PPP（PUBLIC PRIVATE PARTNERSHIP）により、AYUSHMAN BHARATに選定された病院がない地区に、病院を設置するためのVGF(採算補填)を提案。

教育　～Education～

- 教育部門では、9,930億ルピー、技術開発支援に300億ルピーを配分することを提案。
- 新たな教育ポリシーが発表予定。教育分野における外国直接投資および対外商業借入により、優秀な教師を育成し、より良い施設を革新、構築することを提案。
- 全国機関ランキングフレームワークでトップ100以内にランク付けされた機関により、学位レベル別の本格的なオンライン教育プログラムを提案。

主要な予算配分及び政策

社会保障　～Against Poverty～

- 指定カーストに対し8,500億ルピー、および指定部族に対し、5,370億ルピーの予算配分。
- 高齢者および障害者に対し950億ルピーを予算配分。
- 女性の福利厚生のためのプログラムに2,860億ルピーを予算配分

環境改善　～Environment & Climate Change～

- 固形廃棄物の収集、発生源の分別、液体および雑排水の管理に向けたSWACHH BHARAT MISSIONに1,230億ルピーを割り当て。
- 州人口が100万人以上の都市における空気の浄化を行う計画に対し、440億ルピーを割り当て。
- 2020-21年度に全ての住宅への給水に向けたJAL JEEVAN MISSIONに対し、6兆ルピーを割り当て。

主要な予算配分及び政策

各分野に与える影響は？

分野	主な政策・予算配分	予想される影響
農業	農業用の冷蔵コンテナや倉庫のジオタグ化。 農業、農業関連分野および農業開発に２兆8,300億ルピーの予算配分。	自然被害を受けやすい農家を後押し コールドチェーンの向上や水不足解消
ヘルスケア	6,900億ルピーをヘルスケア分野に予算配分。 栄養関連プログラムに3,560億ルピーを予算配分。	予防医療の確保 大規模な雇用機会の創出
教育	教育部門では9,930億ルピー、技術開発支援に300億ルピーを予算配分。 新しい教育政策によるスキル開発のための予算配分	貧困層の生徒や高等教育を受けられない生徒に包括的な影響 アジアおよびアフリカ諸国からの学生を引き付け、インドを高等教育の目的地にすることに貢献

ご参考情報：直近の外国直接投資額推移（上位5か国）

外国直接投資 (100万米ドル)					
順位	国名	2017-18	2018-19	2019-20 (2020年9月迄)	累 積 (2000年４月 – 2020年9月)
1.	モーリシャス	15,941	8,084	6,364	**140,833**
2.	シンガポール	12,180	16,228	8,019	**91,017**
3.	**日本**	**1,633**	**2,965**	**1,784**	**32,058**
4.	オランダ	2,800	3,870	2,323	**29,675**
5.	アメリカ	2,095	3,139	2,152	**27,708**

税制改正事項

直接税

直接税：主要な改正事項（サマリー）

<個人>
- 税率の体系が簡素化。
- 居住者ステータスの要件に変更。

<法人>
- 軽減法人税率のスキームが導入。
- 法人税申告期限の変更。

<その他>
- 配当分配税が廃止。
- 税務監査の適用要件緩和。

直接税：主要な改正事項

個人所得税

- 個人所得税率の基本税率は以下の通りに簡素化された。

課税所得 (ルピー)	変更前(%)	変更後(%)
～ 250,000*1	Nill	Nill
250,001 – 500,000	5	5
500,001 – 750,000	20	10
750,001 – 1,000,000		15
1,000,001 – 1,250,000	30	20
1,250,001 – 1,500,000		25
1,500,001 ～		30

*1高齢者（60～80歳に達した個人）に対する基礎控除額も、30万～50万ルピーと変化なし
*2税額控除、免税及び繰越欠損金は一定の条件で制限あり

- 追加税（Surcharge）は、下記の通り変更なし。
  課税所得500万ルピー超→全額に対し10%
  課税所得1000万ルピー超→全額に対し15%
  課税所得2,000万ルピー超→全額に対し25%
  課税所得5,000万ルピー超→全額に対し37%

直接税：主要な改正事項

個人所得税（居住者ステータスの変更）

インド国内法における居住者の判定は以下の通りに変更となった。

- 過去10課税年度の内、９課税年度の間において非居住者であった場合、非通常の居住者となる要件について、９課税年度から７課税年度に変更となった。
- 前会計年度から起算する過去7年間において、滞在日数が729日未満の場合に「**非通常の居住者（‘Resident but Not Ordinarily Resident’）**」とみなされる要件は撤廃。
- 居住性判定における滞在日数要件が変更となり、182日から120日へと変更。（**インド国民が対象となる規定**）
- インド国民であり、かつ国外で税責任を負わない個人は、インド居住者とみなされる。

インド国民にとっては、インド居住者の範囲が拡大

直接税：主要な改正事項（ご参考情報）

居住者ステータスについて

インド国内法では、居住者を下記の３つステータスに分類している。

- インド非居住者
- インド居住者は以下の二つに分類される。
  - 非通常の居住者（RNOR）
  - 通常の居住者（ROR）

居住者ごとの課税範囲は以下の通りである。

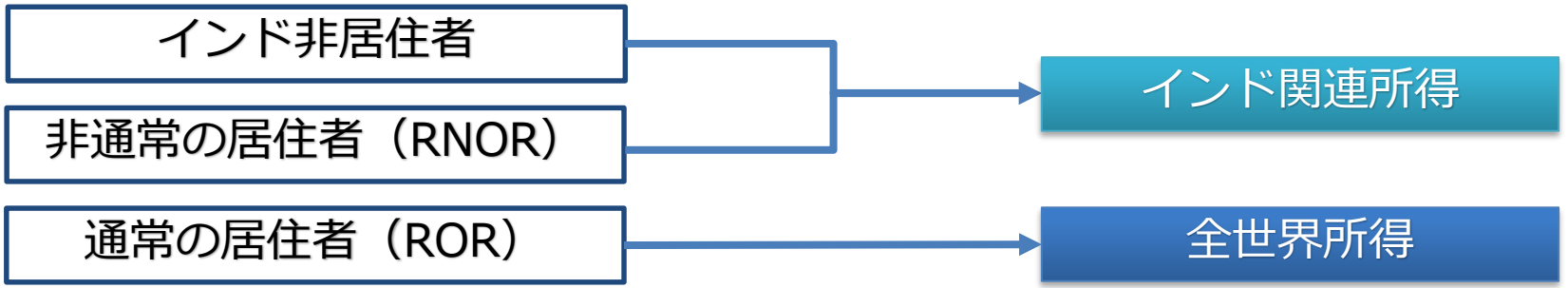

直接税：主要な改正事項（ご参考情報）

居住者ステータスのフローチャート

改正を踏まえた居住者判定は以下の通りとなる。

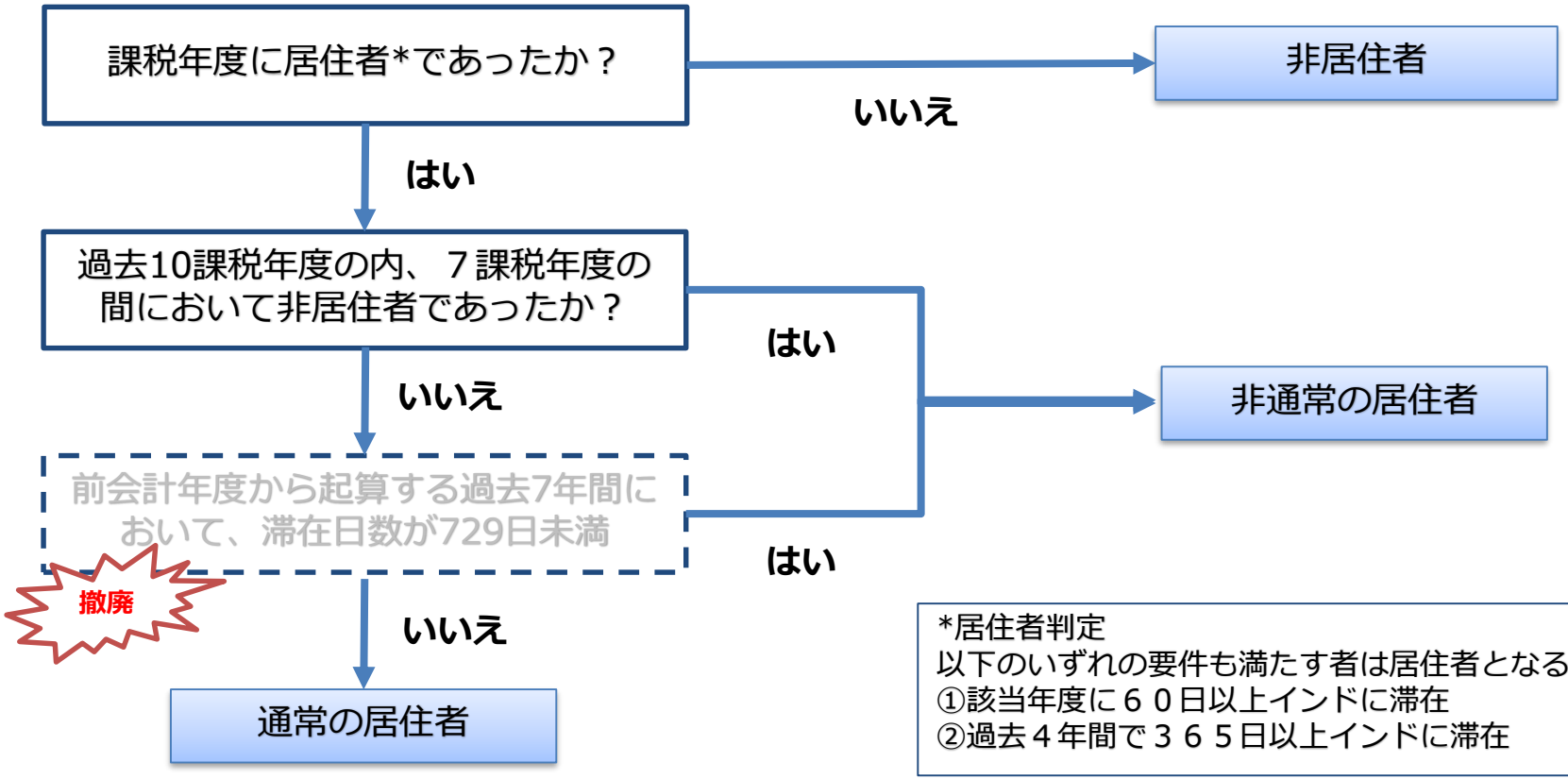

*居住者判定
以下のいずれの要件も満たす者は居住者となる。
①該当年度に６０日以上インドに滞在
②過去４年間で３６５日以上インドに滞在

直接税：主要な改正事項

法人所得税（通常の場合）

- 法人所得税率の基本税率は変更なし。

法人区分		税率
内国法人	小規模/新規設立法人	25%*
	その他	30%
外国法人		40%

*2017-2018会計年度の売上が40億ルピーまでの会社に対しては、軽減税率が適用される。

- 追加税（Surcharge）も昨年より変更なし。
  課税所得1000万ルピー超→内国法人7%、外国法人2%
  課税所得1億ルピー超→内国法人12%、外国法人5%

直接税：主要な改正事項

法人所得税（軽減税率スキーム）

- 新たに導入軽減税率スキームにおける法人税率は以下の通りです。

法人区分		税率
内国法人*1	新規設立法人	15%*2
	その他	22%

- 上記の留意点は以下の通り。

*1追加税（Surcharge）が10%、教育目的税が4%適用される。

*2上記の新規設立企業とは、2019年10月1日以降に登記が完了し、かつ、2023年3月31日までに操業を開始する製造企業である。

*3その他内国法人が軽減税率スキームを利用する場合は、インド所得税法CHAPTERVI-Aに規定される税控除は適用不可

直接税：主要な改正事項

ご参考情報　各国の法人所得税

諸外国	法定実効税率(現在)	トレンド	最近のトピック
日本	30.62%	横ばい	税率引下げの一方、法人課税ベース拡大傾向（欠損金繰越控除見直しや外形標準課税の拡大等）
中国	25.00%	横ばい	景気減速を受け景気支援策実施中
韓国	11%～27.5%	横ばい	課税標準２億ウォンまで11%（地方所得税を含む）、2億ウォン超過～200億ウォンまで22%（同様）、200億ウォン超過～3,000億ウォンまで24.2%、3,000億ウォン超過分には27.5%を適用する累進課税
シンガポール	17.00%	引上げ傾向	部分免税制度と呼ばれる所得金額SGD30万ドルまで税率が約半分の8.5%となる制度が縮小される。具体的には2019年度から税率が約半分となるのはSGD20万ドルまでとなる。優遇税制もここ数年で廃止になるものが目立ち、全体として増税傾向にある。
香港	・課税所得の最初の200万香港ドルに対しては8.25% ・200万香港ドルを超える分に対しては従来の16.5%	引下げ傾向	留意点：課税所得の最初の200万香港ドルに対して8.25%の税率を適用できるのは、グループ企業間で1社に限定される。 税額控除はHK$20,000からHK$30,000に増額になった。 香港におけるR&D(研究開発)活動を後押しするため、条件に合致する200万香港ドルまでのR&D費用に対しては300%の課税所得控除、200万香港ドル超のR&D費用に対しては200%の課税所得控除が認められることになった。
台湾	20.00%	横ばい	法人税率20%、未処分利益に対する課税5%は変更なし。 ※未処分利益: 税引後純利益から株主への配当額等を控除した後に尚残る利益 但し、一定要件を満たす設備/技術投資をNT$100万以上実施する場合、当該未処分利益から控除する事が可能となる優遇税制が2020/1/9より施行されており、本優遇税制の適用を行う会社は、実質的な税率引き下げを享受する事が可能となる。当該法令は「公司或有限合夥事業實質投資適用未分配盈餘減除及申請退稅辦法」という名称のものだが、その対象は現地法人、或いは有限責任組合のみとなり、国外会社の台湾支店は対象外となる旨、留意が必要。

直接税：主要な改正事項

ご参考情報　各国の法人所得税

諸外国	法定実効税率(現在)	トレンド	最近のトピック
マレーシア	24.00%	横ばい	・中小法人（資本金250万リンギット以下かつ年間売上5千万リンギ以下）については軽減税率対象額を拡大（50万リンギ→60万リンギ、税率17%） ・移転価格文書の未作成に対するペナルティ率のアップ（35%→50%） ・税務調査の活発化
インドネシア	法人税率：25% 一定の上場会社は20%	横ばい	2019年9月に大幅減税に関する計画が政府より発表された。法人所得税は現行の25%から2021年度以降22%、2023年度以降20%とする等の内容である。但し、実現可能性は現時点では不確実である。（注：上場企業は上記より3%低い税率）
フィリピン	30.00%	引下げ予定	2020年度に公表予定の税制改正第２弾により法人所得税を引き下げ見込み。
ミャンマー	25.00%	横ばい	2019年10月のTax Administration Lawの施行により徴税強化の姿勢が鮮明に。税務調査も開始された。
カンボジア	20.00%	横ばい	・租税条約の締約国も増加しており、国際標準に則った税務の運用の方向に着実に進んでいることが窺える。 ・E-Taxシステムの導入、まだシステム上のエラーが発生することは多いが今後効率的な納税が可能となることが予想される。 ・税務調査の手続の明確化（税務調査対象期間、スケジュール、利率の改正など）
ベトナム	20.00%	引下げ傾向	移転価格課税強化の流れ
アメリカ	21.00%	–	米国は法人税と州税に税制が分かれており、2018年に開始する年度より、法人税が従来の15%～39%の累進税率から21%の定率となった。州税は0%～10%の州所得税がかかる。州によっては売上に一定税率をかける州や、粗利をベースに課税する州などもある。
タイ	20.00%	横ばい	年2億バーツ以上の売上がある場合、2019年1月1日以降に開始する会計年度より、移転価格文書化の対象となる。具体的には法人税申告書に移転価格税制付表の添付が義務付けられ、税務当局から要求があった場合にのに移転価格文書を提出する義務がある。

直接税：主要な改正事項

源泉徴収

- インド居住者へ支払われる技術上の役務提供(Fee for Technical Service)の対価に課される源泉徴収税率は、10%から2%へ変更。

- 委託者が原材料を供給し、請負者が製造を行う製造委託契約は、源泉徴収の対象範囲に含められる。

スタートアップ企業

- 課税控除の要件が変更となり、売上高が2億5,000万ルピー以下から10億ルピー以下へ範囲拡大、設立年数が7年以内から10年以内へ延長される。

- スタートアップが発行するストックオプションに対する課税要件が変更となり、最長5年間非課税となる。

直接税：主要な改正事項

国際税務

- インド非居住者は、ロイヤリティーおよび技術的役務提供による所得は、確定申告不要となる。

- インド国内の獲得所得として見なされる事業所得の定義が明文化された。具体的には、以下のように定義される。

【定義】

- インド国内居住者、又はインド国内のIPアドレス利用者をターゲットとする広告収益
- インド国内居住者、又はインド国内のIPアドレス利用者から収集した、データの販売収益
- インド国内居住者、又はインド国内のIPアドレス利用者から収集した、データ物品・サービスの販売収益

BEPS対応 (Base Erosion and Profit Shifting　税源浸食と利益移転)

多国籍企業による過度な節税スキームが問題視され、OECDによるプロジェクト発足。2015年10月に最終報告書が公表された。
2016年11月24日に、OECDにより多国間条約及びその解説書が公表。2017年6月7日にBEPS防止措置実施条約（MLI）署名。

行動計画1	電子経済の課税上の課題への対応
行動計画2	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化
行動計画3	外国子会社合算税制の強化
行動計画4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限
行動計画5	有害税制への対応
行動計画6	租税条約の濫用の防止
行動計画7	恒久的施設（PE: Permanent Establishment）認定の人為的な回避の防止
行動計画8-10	移転価格税制と価値創造の整合性の確保
行動計画11	BEPSの測定とモニタリング
行動計画12	義務的開示制度
行動計画13	移転価格に関する文書化と国別報告書
行動計画14	より効果的な紛争解決メカニズムの実施
行動計画15	二国間条約改正のための多国間協定の策定

インドの状況：

2016年改正で、**行動計画1、5、13**に対応
・オンラインサービスに対する課税の新設
・知的財産権の利用による収益への課税の新設
・移転価格に関するコンプライアンスの変更

2017年改正で、**行動計画4**に対応
・過大支払利子税制の新設

2018年改正で、**行動計画1、7**に対応
・Significant Economic Presence（‘SEP’）
・Business Connectionの定義の拡大

2019年MLI発効　**行動計画15**に対応

今回2020年の改正で、
・SEPの適用延期
・インド帰属所得の明確化（インド居住者に関連する広告、データ/データを利用した販売）

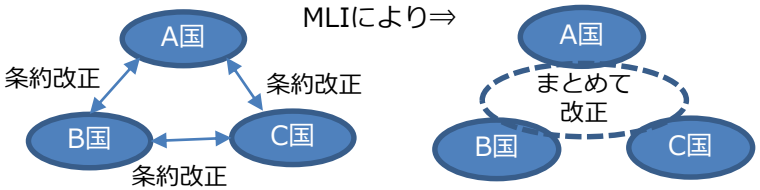

今後の影響は？

直接税：主要な改正事項

その他改正事項

- 配当分配税が廃止され、配当所得の受領者に課税される。
- 'Taxpayer charter' という納税者保護に関する規定が所得税法に導入される。

税務コンプライアンス

- インドにおける法人税申告期限および、移転価格証明書（FORM3ECB)の提出期限が10月31日に統一された。
- 税務監査の要件が、当該年度の現金受領及び支払金額の年間合計が、全ての受領及び支払金額の5%を超えない場合において、年間の売上高が1,000万ルピーから5,000万ルピーへ引き上げ。

直接税：配当税

配当税（DDT： Dividend Distribution Tax, Section115-O）

配当利益に対して課税。所得に対する法人所得税に加算される。グループ間では一定の控除制度あり

税率は15%（実効税率は20.555294%（2018年4月-））

・配当とは？

Section2（22）に定義（例示）あり。通常の利益配当の他、いわゆる「みなし配当」も規定されており、その中には閉鎖会社における一定の持分を有する株主に対する貸付（loan)や前渡(advance)も含まれる（Section2(22)(e)）。

（2014年改正）配当税の計算方法がネットからグロスに変更

改正前：100(配当支払額) x 15%(配当税率) = 15(配当税額) → 配当総額：115

改正後：100(配当支払額) ÷ (100-15）%（=Gross up) x 15%= 17 → 配当総額：117

（2016年改正）インド国内において個人が受け取る1百万ルピー超の配当に対して10%の課税（Section115BBDA）

（2018年改正）「みなし配当」も対象とし、その税率は30%（Gross upなし。実効税率34.944%）

（自己株買いによる利益分配税（Section115QA）2013年、2019年改正）

インド国内会社がその株主に対して自己株買いにより利益を分配する場合に課税。 税率は20%

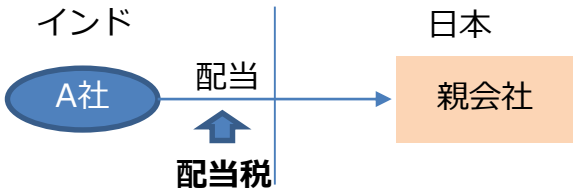

何が問題？

間接税

間接税：主要な改正事項

関税

- 基本関税（BCD）は10%で従前より変化なし。
- 健康関税（Health Cess）が導入され、特定の医療用製品の輸入額に対して5%が課税される。
- 輸入者は、貿易協定に定められた税制優遇措置を利用する場合、原産地規則を満たす必要がある。

GST、その他間接税

- 不当に利用された仕入税額控除に対するペナルティについて、税額控除使用者も同様の責任を負う。

間接税：主要な改正事項（ご参考情報）

関税率が引上げとなったもの(例)

物品名	From		To
触媒コンバーター	10%	↑	15%
触媒コンバーターの製造原料となる貴金属	5%	↑	10%
触媒コンバーター本体及び 親部品の製造に使われる子部品	5%	↑	7.5%
完成品(CBU)の商用車 (電気自動車を含まない)	30%	↑	40%
携帯電話用指紋認証/スキャナ	0%	↑	15%
携帯電話用振動/振鈴装置	0%	↑	10%
携帯電話用液晶パネル及びタッチパネル	0%	↑	10%
化学品、調合品等	10%	↑	17.5%
アクリル酸ブチル	5%	↑	7.5%
金(半導体製造用)	0%	↑	12.5%

直近の重要な改正事項

2017-2018　主なトピック

①2017年3月　UP州総選挙。BJPが圧勝。
②2017年6月　BEPS防止措置実施条約。
③2017年7月　GST導入。
④2017年7月　200ルピー札導入。
⑤2017年9月　安倍首相インド公式訪問。ムンバイ・アーメダバード間新幹線起工式。
⑥2017年10月　移転価格文書化に関わる通知が公表される。これにより2016年度分よりマスターファイル、国別報告書の提出が必要となった。
⑦2017年10月　インド政府は香港と二重課税回避及び脱税防止のための議定書を締結。
⑧2017年12月　Aadhaarカードと銀行口座、携帯電話番号の紐づけ期限2018年3月31日と発表。
⑨2018年1月　中央政府がFDIポリシーの改定を承認。これにより自動ルートによる単一ブランド小売業への独資参入などが可能になった。
⑩2018年2月　州をまたぐ物品の移動に対し、E Way Billを順次義務化。

2018-2019　主なトピック

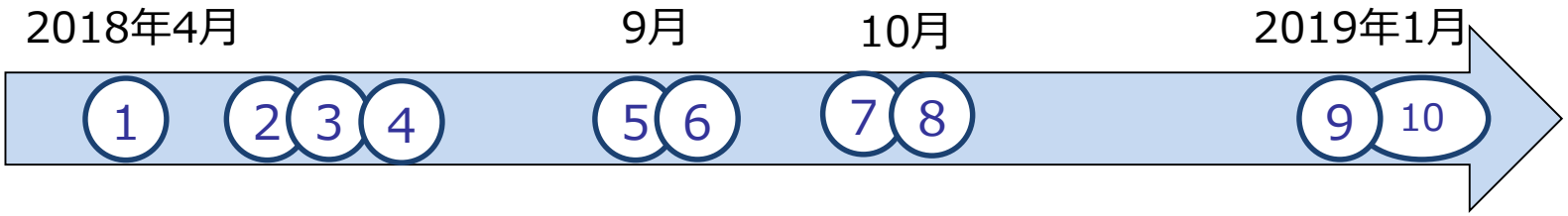

①2018年4月　税制改正に伴うPANの取得 。
②2018年6月　マハラシュトラ州において、プラスチック製品禁止州法の施行。
③2018年6月　企業省より、重要な実質的支配者（SBO)の開示義務の発表。
④2018年6月　RBIの各種報告について、オンライン上でSingle Master Formに統一する通達発表。
⑤2018年9月　DIN保有者の個人情報報告制度（DIR3-KYC）の報告期限。
⑥2018年9月　GST監査の報告書フォーマットの発表。
⑦2018年10月　企業省による公開会社の株券電子化必須義務の通達発表。
⑧2018年11月　会社法の一部改正。
⑨2019年1月　河野外務大臣が訪印。
⑩2019年1月　RBIによる対外商業借入の規制緩和。

2019-2020　主なトピック

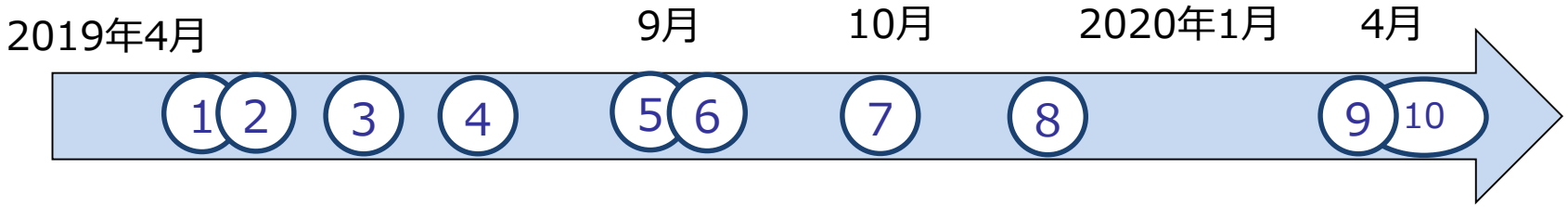

①2019年5月　サイクロン「ファニ」がオディッサを直撃。
②2019年5月　インド総選挙で第２次モディ政権が発足。
③2019年7月　ISROがインドの月面探査機「チャンドラヤーン２」を打ち上げ。
④2019年8月　ジャンムー・カシミール地方を分割する法律が可決。
⑤2019年9月　法人税率引き下げ。　**個別論点④**
⑥2019年9月　一定の規模の会社に対してEインボイスを導入する計画を発表。　**個別論点③**
⑦2019年10月　インド出身の経済学者Abijit Banerjeeら3名がノーベル経済学賞受賞。
⑧2019年12月　市民権法改正案が可決。
⑨2020年4月　会社秘書役の常設のための資本金額の変更。　**個別論点②**
⑩2020年4月　改正されたMLIの適用開始。　**個別論点①**

個別論点①　MLIの適用（PE範囲の拡大）

MLIの適用によりPE範囲が拡大

- MLI （***BEPS*防止措置実施条約**）とは？

✓ MLIは、BEPS 行動計画の一環で定められた条約で、BEPS行動計画で定められた内容を迅速に実行させることを目的としています。
＊*Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting*

これにより代理人PEの範囲が拡大！！

- 代理人PEの考え方について

✓ 日本法人がインドにおいて、日本法人の名で契約を締結する権限を有している者等を有している場合は、一般的に、インド国内における権限のある者のことを指します。

簡潔に言えば、インド法人が独立した企業なく、日本本社に従属した関係にあることを指す。

個別論点①　MLIの適用（PE範囲の拡大）

代理人PEの範囲について

従来の代理人PEの範囲からの変更点は以下の通りです。

従来の代理人ＰＥ範囲	ＭＬＩ導入後の代理人ＰＥの範囲
インド子会社が**専らに**日本本社又は他国のグループ企業の為に仕事をしている場合	インド企業が**専ら又はほぼ独占的**に日本本社又は他国のグループ企業の為に仕事をしている場合
インド子会社が日常的に契約を締結する権限を有することや製品の保管を行っている。	インド子会社が常習的に契約を締結する権限を有する、又はインド現地法人は、**契約を締結する主要な役割**を担っている。

契約を締結する主要な役割とは？

個別論点①　MLIの適用（PE範囲の拡大）

具体的な影響は？

【想定スキーム】

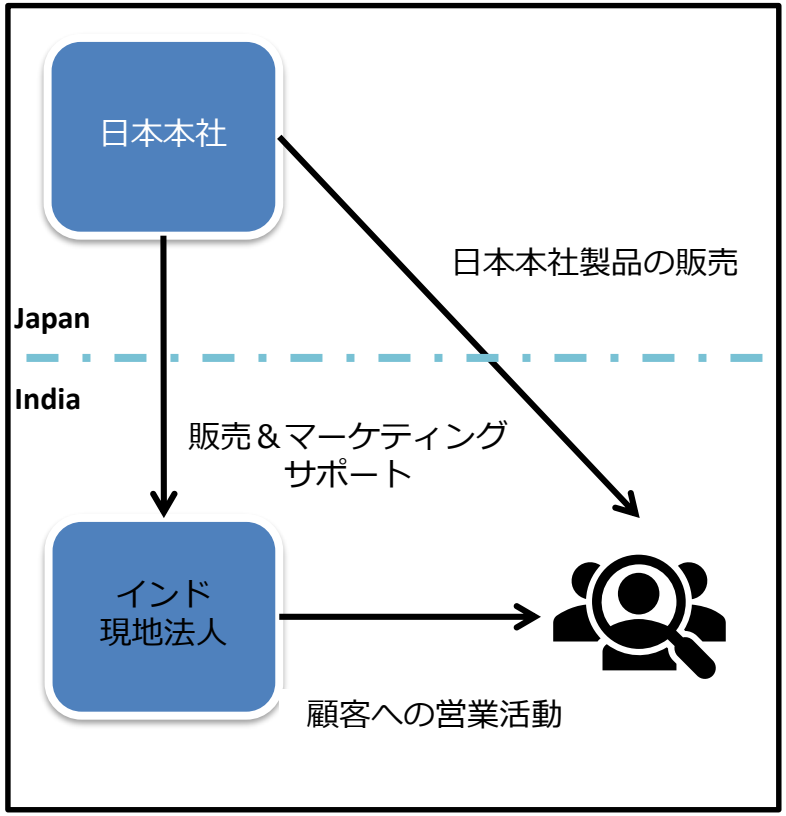

【前提条件】

1. 日本本社は世界中で展開する企業のサプライヤーである。
2. インド子会社は、上記のグループへ販売・マーケティングサポートを行っている。
3. インド子会社は、見積書提出、顧客獲得、本社報告など受注活動を積極的に行う。

【リスク】

- ✓ **見積書の提出や注文書の受領は、販売勧誘活動と見做される可能性がある。**
- ✓ **日本本社の製品を購入させる行為も販売勧誘活動と見做される可能性がある。**
- ✓ **インド子会社が締結する日本本社の名前での受注活動は、PEリスクを高める。**

個別論点②　会社秘書役コンプライアンスの改正

常勤会社秘書役の設置要件が緩和

従来規定	新規定
払込資本金5,000万ルピー以上の会社	払込資本金額が、**1億ルピー**以上の会社

秘書監査の範囲が拡大

従来規定	新規定
大会社に対する秘書監査の対象となるその他の会社は以下： (a)払込資本金が5,000万ルピー以上のすべての公営会社 (b)総売上が25億万ルピー以上のすべての公営会社	大会社に対する秘書監査の対象となるその他の会社は以下： (a)払込資本金が5,000万ルピー以上のすべての公営会社 (b)総売上が25億万ルピー以上のすべての公営会社 **(c)銀行もしくは公的機関から10億ルピー 以上の未払いの借入を有するすべての会社**

個別論点③　E-Invoiceコンプライアンスの導入

一定規模以上の会社について、E-Invoiceを使用する必要がある。

- E-Invoiceは，電子的に作成された請求書で，GST評議会が承認した一定の規格（standard）に従って作成される必要があります。

- **対象企業と導入計画は以下の通りです。**

前年度総売上（ルピー）	任意導入開始	強制適用開始
50億超	2020年1月1日以降	2020年4月1日以降
10億超50億未満	2020年2月1日以降	2020年4月1日以降
10億以下	2020年4月1日以降	適用外

- **導入により、以下のメリットが見込まれる。**

➡ 架空インボイスの減少

➡ 脱税（仕入税額控除の不正利用等）が困難

個別論点④　景気刺激策の発表

景気回復の方策として、インド内国企業向けに以下の改正を発表

- **株式買戻税（Buy Back Tax）の適用範囲が限定。**

2019年7月に導入が発表された株式買戻税は、インドの上場会社が自己株式を買い戻した際に課されるのが原則ですが、この課税の対象となる取引の時期が不明確でした。そこで、対象取引の時期を明確にするため、2019年7月5日以前に自己株式の取得を公表した上場会社には適用されないこととなった。

- **財政法（Finance Act, 2019）で導入されたサーチャージの強化について、以下の場合には適用されません。**
  - ✓ 個人または法人によって行われる、株式、又はファンド若しくは有価証券取引税の対象となる事業信託の売買で得られたキャピタルゲイン。
  - ✓ 海外ポートフォリオ投資家によって行われる、デリバティブ取引を含む全ての証券取引から生じるキャピタルゲイン。

弊社紹介

ASA & ASSOCIATES LLP
CHARTERED ACCOUNTANTS

SCS

CORPORATE CATALYST (INDIA) PVT LTD
(in Joint Venture with SCS Global)

会社名	SCS グループ	Corporate Catalyst India Private Limited	ASA&Associates LLP
設立	2002年	1996年	1991年
設立者	少徳健一 公認会計士（日／米／シンガポール）	Ajay Sethi インド勅許会計士	
業態	コンサルティングおよびコンプライアンス、監査法人	コンサルティング	監査法人
本社	グループ本部　シンガポール	グルガオン	
拠点	拠点　18ヵ国、34拠点（シンガポール、日本、韓国、香港、台湾、中国（4拠点）、マレーシア（2拠点）、フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、ベトナム（2拠点）、カンボジア、アメリカ（3拠点）、トルコ、オーストラリア、オランダ、イギリス、フランス)	インド全土8拠点（Gurgaon／Delhi／Ahmedabad／Bangalore／Chennai／ Hyderabad／ Mumbai／ Kochi）	
従業員数	465名　（2018年10月現在）	約750 名超	
その他	東京オフィス（虎ノ門）にインド担当パートナー （日本国公認会計士）在籍	・2005年よりSCSによる資本出資を受けJoint Venture化 ・2020年2月現在、日本人駐在員3名在籍 デリー、グルガオン　日本国公認会計士　1名　計2名 チェンナイ、バンガロール　コンサルタント　1名 ・日系向けの高品質サービスを適正価格で提供。 ・日系企業のインド市場進出支援に関する豊富な実績。 ・取引日系企業は100社を超え、全体売上の5割超を日系企業が占める。	

<Key People>

アショーク・デサイ
会長
経済学者
91-93年財務省チーフエコノミスト。

アジャイ・セティ
代表取締役社長、公認会計士（インド）
大手監査法人勤務を経て、1991年に設立。

アルジュン・アズラニ
副会長
外務省及び財務省にて35年以上活躍。
91-93年駐日大使歴任。

牧　辰人
取締役、公認会計士（日本）
大手監査法人勤務後、SCSインド担当パートナー。
東京事務所に常駐し、日本側でのサポートを行う。
著「インドビジネスの法務・会計・税務」（中央経済社

ディーパ・ゴパラン・ワドワ
取締役
日本、スウェーデン、ラトヴィア等でインド大使を歴任。UNICEF/WHO等国連機関との交渉も経験。

ヒマンシュ・スリバスタバ
取締役、公認会計士（インド）
15年以上の経験を有する外国企業のインド進出戦略コンサルティングのエキスパートである。日系企業向けサービスを担当するジャパン・プラクティスの責任者も務める。

Thank you for your attention
ご清聴ありがとうございました

【お問合せ先】
牧 辰人　：　maki@scsglobal.co.jp
野口 覚司　：　noguchi@scsglobal.co.jp
河内 彰吾　：　kawachi@scsglobal.co.jp